

かけはし 訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 かけ橋が設置する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な「訪問看護」を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
 - 5 「訪問看護」の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 介護予防訪問看護の実施に当たっては、地域包括支援センターとの連携を図りサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 かけはし訪問看護ステーション
- 2 所在地 山形県寒河江市元町四丁目3-3 カーサシャンティ E

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- 1 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な「訪問看護」が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を行うと共に、法令等において規定されている「訪問看護」の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 看護職員 常勤換算で2.5人以上の看護師を配置（管理者兼務）。

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき、「訪問看護」に当たり、報告書を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後5時
- 4 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(「訪問看護」の内容)

第6条 事業者は訪問看護及び介護予防訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して下記のサービス等を行います。

- (1) 病状の観察
- (2) 清潔の援助 → 清拭、陰洗、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴手浴など
- (3) 食事の援助
排泄の援助 → 排泄や失禁に関する対策と指導
- (4) 必要な医療処置、医療器具の管理指導、日常生活に必要な動作の訓練
- (5) 家族の健康相談
- (6) 福祉サービス等の社会資源の紹介

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払を受けるものとする。

- 1 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 2 「訪問看護」の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 交通費は実施地域以外で行った場合は、距離1kmに対し20円(一か月の上限額は5,000円)頂くこととする。
- 4 その他の実費費用としてエンゼルケア代20,000円、希望による保険外訪問については要相談とし、実費相当額とする。
- 5 事務手数料(書類作成、郵送代)として、100円/月頂くこととする。
- 6 利用者またはその家族の都合による当日キャンセルの場合は、キャンセル料として実費で2,000円頂くこととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、寒河江市、大江町、朝日町、河北町、中山町、山辺町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する「訪問看護」の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する「訪問看護」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した「訪問看護」に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した「訪問看護」に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(職員の研修計画)

第12条 事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修： 採用後1ヵ月以内

継続研修： 年1回

(個人情報の保護)

第13条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、雇用契約時の契約内容に含むものとする。

3 看護職員等が得た利用者の個人情報については、外部への情報提供において必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条事業所は、虐待等が発生した場合「高齢者虐待防止のための指針」に則り厳正に対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条

- 1 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社架け橋と事業所の社員との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

令和6年6月1日 改正